

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

第1条による改正

職員の服務の宣誓に関する条例

現行様式

(丸囲い部分を削除)

別記様式

宣 誓 書	
私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、 かつ、擁護することを固く誓います。	
私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運 営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執 行することを固く誓います。	
年 月 日	
氏名	
印	

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

第3条による改正

宮代町立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例

現行様式

(丸囲い部分を削除)

別記様式（第2条関係）

(一般職員用)

宣 誓 書		
私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。		
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。		
年	月	日
氏名		印

この用紙は、日本産業規格A列4番を標準とする。

(教職員用)

宣 誓 書		
私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。		
私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。		
年	月	日
氏名		印

この用紙は、日本産業規格A列4番を標準とする。

宮代町国民健康保険税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(課税額)	(課税額)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した <u>所得割額及び被保険者均等割額</u> の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。	3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した <u>所得割額並びに被保険者均等割額</u> の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19 万円とする。
4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した <u>所得割額及び被保険者均等割額</u> の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17 万円とする。	4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した <u>所得割額並びに被保険者均等割額</u> の合算額とする。ただし、当該合算額が 17 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17 万円とする。
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る <u>所得割額</u>)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、 <u>基礎控除後の</u> 総所得金額等に 100 分の 2.05 を乗じて算定する。	第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、 <u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の</u> 総所得金額等に 100 分の 2.05 を乗じて算定する。
(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)	(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)
第 13 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額（第 23 条の規定による減額が行われた場合には、 <u>その減額後の</u> 国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。	第 13 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額（第 23 条の規定による減額が行われた場合には、 <u>同条</u> の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。
2～8 (略)	2～8 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課	第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課

改 正 案	現 行
税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 22,260円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高	税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 22,260円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高

改 正 案	現 行
年齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7, 7 0 0 円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9, 8 7 0 円 (2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき285, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 15, 9 0 0 円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 5 0 0 円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7, 0 5 0 円 (3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗	年齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7, 7 0 0 円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9, 8 7 0 円 (2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき285, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 15, 9 0 0 円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 5 0 0 円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7, 0 5 0 円 (3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗

改 正 案	現 行
じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 5 2 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 6, 3 6 0 円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2, 2 0 0 円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2, 8 2 0 円 <u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</u> ア <u>前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯</u> <u>4, 7 7 0 円</u> イ <u>前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯</u> <u>7, 9 5 0 円</u> ウ <u>前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯</u> <u>1 2, 7 2 0 円</u> エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> <u>1 5, 9 0 0 円</u> <u>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就</u>	じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 5 2 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 6, 3 6 0 円 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2, 2 0 0 円 ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2, 8 2 0 円

改 正 案	現 行
学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1, 6 5 0 円 イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 2, 7 5 0 円 ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 4, 4 0 0 円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 5 0 0 円 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第 2 3 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 7 0 3 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 2 4 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 2 3 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号において同じ。)及び」とする。 附 則 1 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第 2 3 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 7 0 3 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 2 4 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条の 規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 2 3 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号 中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号において同じ。) _____」とする。 附 則 1 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢

改 正 案	現 行
65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)&及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第	65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における<u>第23条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)&及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第

改 正 案	現 行
2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
5 (略)	5 (略)
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に	7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に

改 正 案	現 行
係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る	係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る

改 正 案	現 行
事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による	事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による

改 正 案	現 行
所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第23条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林	所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第23条</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林

改 正 案	現 行
所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14 （略）	所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14 （略）

宮代町奨学資金貸付条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(連帯保証人) 第 3 条 連帯保証人は、1 人とし、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) (略) (2) 独立の生計を営む <u>成年</u> であること。 (3) 及び (4) (略)	(連帯保証人) 第 3 条 連帯保証人は、1 人とし、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) (略) (2) 独立の生計を営む <u>満 20 歳以上</u> であること。 (3) 及び (4) (略)

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(イ) (略)</u> イ及びウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第 2 1 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u> 第 2 4 条 (略) <u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u> 第 2 5 条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又</u>	(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (3) (略) (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u> <u>(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが</u> 明らかでない非常勤職員 <u>(ウ) (略)</u> イ及びウ (略) (部分休業をすることができない職員) 第 2 1 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) <u>次のいずれにも該当する</u> <u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u> ア <u>特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u> イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> 第 2 4 条 (略)

は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

宮代町個人情報保護条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) (略) (3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項 _____ に規定する個人識別符号をいう。 (4) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第 2 条第 3 項</u> _____ に規定する要配慮個人情報をいう。 (5) (略)	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) (略) (3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「<u>行政機関個人情報保護法</u>」という。）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。 (4) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項</u>に規定する要配慮個人情報をいう。 (5) (略)

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第 2 条 学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第 2 条 学童保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ふじ児童クラブ	宮代町字百間 1 1 0 5 番地 1 2	<u>2 0 0 人</u>	ふじ児童クラブ	宮代町字百間 1 1 0 5 番地 1 2	<u>1 6 0 人</u>
かえで第一児童 クラブ	宮代町大字須賀 1 4 2 6 番地 1	<u>4 0 人</u>	かえで第一児童 クラブ	宮代町大字須賀 1 4 2 6 番地 1	<u>4 5 人</u>
かえで第二児童 クラブ	宮代町大字須賀 1 4 2 5 番地 1	<u>8 0 人</u>	かえで第二児童 クラブ	宮代町大字須賀 1 4 2 5 番地 1	<u>3 5 人</u>

宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(事業) 第 3 条 子育てひろばは、次に掲げる事業を行 う。 (1) (略) <u>(2) ～ (6)</u> (略) (利用できる者の範囲) 第 6 条 (略) 2 前項に定める者のほか、 <u>第 3 条各号</u> に掲げ る事業の実施にあたり町長が特に必要と認め る者は、利用することができる。	(事業) 第 3 条 子育てひろばは、次に掲げる事業を行 う。 (1) (略) <u>(2) 法第 5 9 条第 8 号に規定する要保護児童 等に対する支援に資する事業に関するこ と。</u> <u>(3) ～ (7)</u> (略) (利用できる者の範囲) 第 6 条 (略) 2 前項に定める者のほか、 <u>第 3 条各項</u> に掲げ る事業の実施にあたり町長が特に必要と認め る者は、利用することができる。

埼玉県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第 1 (第 3 条関係)		別表第 1 (第 3 条関係)	
組合市町村		組合市町村	
(略) <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u>		(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u>	
(略)		(略)	
別表第 2 (第 4 条関係)		別表第 2 (第 4 条関係)	
共同処理 する事務	組合市町村	共同処理 する事務	組合市町村
第 4 条 第 1 号に掲 げる事務	(略) <u>埼玉県都市ボートレース企 業団</u> (略)	第 4 条 第 1 号に掲 げる事務	(略) <u>埼玉県都市競艇組合</u> __ (略)
第 4 条 第 2 号に掲 げる事務	(略)	第 4 条 第 2 号に掲 げる事務	(略)
第 4 条 第 3 号に掲 げる事務	(略)	第 4 条 第 3 号に掲 げる事務	(略)